

無申告ほ脱犯について考える

権 田 和 雄

【目次】

I はじめに

II 無申告ほ脱犯というものの捉え方

1. 無申告ほ脱犯の位置付け
2. 実行行為の解釈
3. 判例の動向
4. 無申告の位置付けに関する見解（積極）

III 平成23年法改正後の状況

1. 単純不申告ほ脱犯の創設
2. 改正を踏まえた租税ほ脱犯に対する論評
3. イタリア租税処罰法
4. 無申告ほ脱犯の処罰状況
5. 公判の状況

IV 法定犯から自然犯へ

V 租税ほ脱犯の性格

VI 関連会社の赤字を利用した申告による租税ほ脱犯

Ⅶ 適正な申告が見込まれない非合法組織への課税

Ⅷ おわりに

別添 事件簿

Ⅰ はじめに

租税ほ脱犯について初めて考えたのは、平成6年から8年にかけて東京地方裁判所刑事第8部（租税事件専門部）に裁判所調査官として国税庁から出向した時であり、公判に臨む中で租税ほ脱犯の在り方に疑問を感じたことにある。

法廷では、「租税ほ脱犯は法定犯から自然犯となり申告納税制度を崩壊させる悪質な刑法犯である」という検察官の論告求刑がなされるが、対する被告人の態度には言葉とは裏腹に真の反省が全く見られず、論告も空虚であると感じられたことである。

租税ほ脱犯が社会的に一般刑法犯と同様に重い罪であることに異論はないが、罪質の悪性を強調するあまり、財産犯としての性格を見落としのまま、一般刑法犯化してしまったのではないかと思う。

租税ほ脱犯に関しては、「偽りその他不正の行為」の解釈が実行行為論として、過少申告ほ脱犯と無申告ほ脱犯の対比で議論された。判例を見ても無申告ほ脱犯の成立には無申告という事実の他に「所得秘匿行為」が必要とされ、過少申告ほ脱犯と較べて立件に障害がある。一方で当罰性は「無申告の方が過少申告より悪質である」との見方もある。

このような疑問に対して当時を振り返り考察したのが「コンプライアンス基盤整備のための租税ほ脱行為のペナルティ体系の考え方—租税ほ脱犯の特質からの考察—」税務大学校論叢51号（平成18年6月）であり、ここで法解釈論の前提を確認するために租税ほ脱犯の性格についても改めて考えてみたい。

II 無申告ほ脱犯というものの捉え方

1. 無申告ほ脱犯の位置付け

無申告ほ脱犯は、過少申告ほ脱犯のような申告という積極的な行為もなく、外形的に悪性が現れにくい面がある。しかし、租税ほ脱犯の本質は申告・納付についての不作為であり、過少申告ほ脱犯、無申告ほ脱犯ともに無申告という行為、無申告部分に非難が加えられると考えられる。過少申告ほ脱犯と無申告ほ脱犯を較べて見た場合、一般的には無申告ほ脱犯がより悪質であり、最も巧妙で悪質な行為が処罰の網から逃れることがあってはならない。

租税ほ脱犯は各税法で刑法の特則として規定され、「偽りその他の行為により…所得税（法人税等）を免れる」ことによって成立する。その本質的部分は「所得税（法人税等）を免れる」ことにあるが、他方、「偽りその他不正の行為により」という形で限定されていること、ほ脱の故意があるといっても何らかの外形に現れた端緒を捉えなければならないことがあり、特に無申告ほ脱犯の成立においては、例えば二重帳簿の作成、正規帳簿の隠匿・破棄等の積極的ないし作為的な所得秘匿工作があることに、今でも捉われ過ぎているように思われる。

2. 実行行為の解釈

無申告ほ脱犯の性格は、実行行為の解釈に影響を及ぼすものと思われる。

過少申告ほ脱犯と無申告ほ脱犯における「不正の行為（実行行為）」の範囲については争いがあり、**制限説**では「①過少申告ほ脱犯では過少申告行為が不正の行為であり、所得秘匿工作は対内的準備行為に過ぎない、②無申告ほ脱犯では、事前の所得秘匿工作が不正の行為」とし、**包括説**では「①過少申告ほ脱犯では事前の所得秘匿工作と過少申告行為が包括して不正の行為であり、②無申告ほ脱犯では、無申告行為と他の不正手段が包括して不正の行為」とする解釈の対立があった。

判例上は、過少申告ほ脱犯については「所得金額をことさら過少に記載した内容虚偽の確定申告書を税務署長に提出する行為」が不正の行為に当たるとするのが定説であるが¹、無申告ほ脱犯では「所得秘匿工作を伴う不申告の行為」が不正の行為に当たるとの最高裁昭和63年9月2日判決の考え方に収束し、制限説でもなく包括説でもない**純粹制限説**と呼ばれている²。

制限説は過少申告ほ脱犯については過少「申告」という作為があるため、この部分を捉えることができる。無申告ほ脱犯では無申告（行為）そのものは不作為であるため、所得秘匿工作を無申告という実態を反映する徴憑として捉えたのではないか。包括説は実務で支持され実態に即した対応が可能な説と思われるが、核心が絞られず理論的な裏付けが弱い。

制限説、包括説を統合したかのような純粹制限説も、所得秘匿工作の性格を実行行為ではないとしながら実行行為と訣別出来ないでいる。

3. 判例の動向

「ほ脱の意図で確定申告書を提出しない行為が『偽りその他不正の行為』に当たるか否か」について、かつて行為が「積極的か消極的か」の基準で成否を分けていたように思われる。しかし最高裁昭和42年11月8日判決は積極的という意味は「税の賦課徴収を不能もしくは著しく困難ならしめるような何らかの偽計その他の工作が必要とする趣旨」であると従来判決を否定しないが補足・訂正するような解釈がなされ、現在はこれが解釈指針とされているようである。

1 最高裁昭和48年3月20日第三小法廷判決・刑集27巻2号138頁

2 最高裁昭和63年9月2日第三小法廷判決・刑集42巻7号975頁。香城敏麿は最高裁判例解説において「虚偽不申告による遁脱犯は不真正不作為犯であり、所得秘匿工作を伴うという状況は、不申告という不作為を実行行為とするための付随事情に留まる」と述べている。純粹制限説と呼ばれ、その後の検察実務の基準となる。

【実行行為に関する判例の変遷】

○最高裁昭和24.7.9（二小）判決・刑集3巻8号1213頁

「ほ脱の意思に基づくものであっても、不申告という消極的行為だけでは「詐偽その他不正の行為」に当たらない」 ⇒ 不申告罪創設(昭和25.4.1施行)

○最高裁昭和38.2.12（三小）判決・刑集17巻3号201頁

「詐偽その他不正の手段が積極的に行なわれた場合に限るのであって、単に申告をしないという消極的な行為だけでは不正の行為に当たらずほ脱罪は成立しない」

◎最高裁昭和42.11.8判決・刑集21巻9号1197頁

「不正行為とは、……ほ脱の意図をもって、その手段として税の賦課徴収を不能若しくは著しく困難ならしめるような何らかの偽計その他の工作を行うことを言う。所論引用の判例（最高裁昭和38.2.12（三小）判決）が不申告以外に詐偽その他不正の手段が積極的に行われることを必要としているのは、単に申告しないというだけでなく、その他に右のような何らかの偽計その他の工作が行われることを必要とする趣旨を判示したものである」

○最高裁昭和48.3.20判決

（所得秘匿工作を伴わない虚偽過少申告ほ脱犯）

「虚偽過少申告（ことさら過少に記載）自体が不正行為に当たる」

◎最高裁昭和63.9.2判決 【純粹制限説（現在の檢察実務が抛る説）】

「（虚偽過少申告については、虚偽過少申告自体が不正行為に当たるとしつつ）
虚偽不申告ほ脱犯の不正行為は、所得秘匿工作を伴う不申告の行為」とした。

○東京高裁平成3.10.14判決・高裁刑集44巻3号195頁

(無申告ほ脱犯で事前の所得秘匿工作に加担した者を共同正犯とした判例)

「事前の所得秘匿工作を行い、構成要件的状况の作出に関与しているから、幫助犯に止まらず共同正犯に当たる」

判例の変遷においては、①所得秘匿工作の位置付けは実行行為そのものではないとしつつも犯罪の成立要件としつつ、②所得秘匿工作の範囲を広く解釈して犯罪の成立を助けているように見える。

①所得秘匿工作の位置付けについて、東京高裁平成3年10月14日判決は、無申告ほ脱犯では「所得秘匿工作を伴う不申告の行為」が不正の行為に当たるとする最高裁昭和63年9月2日判決を踏襲しつつ、所得秘匿工作の位置付けについて、「不申告行為が『所得秘匿工作を伴う』という状況の下においてのみ、当該不申告行為がほ脱犯の実行行為としての定型性を帯びる」ものであり「所得秘匿工作の存在は、構成要件的状况としてほ脱犯の構成要件をなすもの」と言っている。構成的には最高裁昭和63年判決と同じである。

②所得秘匿工作の範囲については、最高裁平成6年9月13日第三小法廷決定・刑集48巻6号289頁は、虚偽不申告の事案であり、預金を被告人の日本における通称名、妻の帰化後の本名(借名と認定)、長女の日本での通称名(仮名又は借名と認定)で行っていたものである。売上を正確に計上した帳簿を作成して、これを隠匿・破棄等の工作を積極的に行っていないが、「仮名又は借名の預金口座に売上金の一部を入金保管することは、税務当局による所得の把握を困難にさせるものであることに変わりなく、ほ脱の意思に出たものと認められる以上、所得秘匿工作に当たる」とされた³。

3 これを推し進めれば、実名口座であっても税務当局による所得の把握を困難にさせるため遠隔地の金融機関に分散して預金するような行為も、無申告行為と併せて所得秘匿工作と捉える可能性も考えられる。

4. 無申告の位置付けに関する見解（積極）

無申告自体を無申告ほ脱犯の核心とする見解として次のようなものがある。

土本武司教授（元最高検検事）は、「過少申告ほ脱犯では、因果関係の面で意味があるのは、一部の申告にあるのではなく、一部の不申告にあるのである。このように、過少申告ほ脱犯において一部の不申告が因果関係の面で意味を持つとすれば、それは不申告ほ脱犯においては全額を期限までに申告しない行為が因果関係の面で意味を持つものであるといわなければならない。そうすると、不申告ほ脱犯においては、全部不申告という不作為そのものが犯罪を成立せしめる上できわめて重要な意味を持つと観念すべきことになる。この意味からも、「不申告」それ自体に実行行為性を認めるべきなのである」と言っている⁴。

寺西輝康氏（法務省人権擁護局総務課長：肩書は当時）は、「税を免れる行為は正当な税額を確定させなかったという不作為の直接的な効果として捉えるのが相当であろう」「脱税犯の本質は、税を免れる意思（犯意）の下に税を免れる行為（実行行為）をすれば脱税犯は成立するのであって、構成要件としてもこれで十分のはずである」「税を免れる行為のほかに、この行為が「偽りその他不正の行為により」行われたものでなければならないとしたのは、…より高度の違法性を有する脱税行為だけを脱税犯として処罰しようとしたものと解すべき」と述べる⁵。「偽りその他不正の行為」が実行行為であることは要件文言上疑いが無いが、無申告を主体とし二次的・補充的なものと位置付けている。

川口政明氏（東京地裁判事補：肩書は当時）は、「虚偽過少申告行為から不

4 土本武司「東京高裁平成3年10月14日判決の評釈」判例時報1427号209頁。被告人の1人が所得秘匿工作にのみ関与した事案で、土本教授は本判決を、過少申告ほ脱犯の実行行為との整合性を持たせるため、所得秘匿工作の実行行為性を否定しつつ、所得秘匿工作に加担した者の共同正犯性を認める機能を持たせたという（この論拠でなくとも共謀共同正犯で足りる）。

5 寺西輝康「「偽りその他不正の行為」とほ脱の結果」法律のひろば35巻1号51頁

作為部分を抽出することによってはじめて、無申告は脱犯と同じ次元で虚偽過少申告は脱犯を捉えることが可能になる」(ほ脱犯の本質は不作為犯であるとも言っている)として、偽りその他不正の行為については「税を免れる行為に対してその違法性を高め、単純無申告犯と無申告犯を区別する機能を有するところの構成要件要素(実行行為)」と捉えている⁶。寺西氏と川口氏は、無申告という不作為がほ脱犯の中心的な部分であること、「偽りその他不正の行為」は違法性を限定する機能を有するものという点で共通する。

吉岡一男教授は、「申告納税方式における脱税では申告内容ないし申告の有無そのものが決定的に重要であり所得秘匿工作などは必ずしも本質的要素ではないのであるが、それ故にこそ、犯罪として処罰する場合には悪質なものを限定すべく明文で「偽りその他不正の行為」を要求したとも解される積極的に不正行為等によって税を免れることこそが、構成要件の実行行為であることは、やはり堅持すべきであろう」とする⁷。無申告が当罰性の中心であるとしつつ犯罪構成要件という形で限定したとするものである。

III 平成23年法改正後の状況

1. 単純不申告ほ脱犯の創設

従来は、所得秘匿工作のための積極的な工作(偽りその他不正の行為)を伴わないことから無申告は、いわゆる「脱税犯」(所法238条)として処罰することが難しく、秩序犯である「故意の申告書不提出犯」として1年以下の懲役又は50万円以下の罰金として処罰されるに留まるが(所法241条)、悪質な無申告については「脱税犯」に準じた刑事責任を問う必要があることから、「脱税犯」と「申告書不提出犯」との間に位置する犯罪類型として「税を免れる故意をもつ

6 川口政明「租税ほ脱犯の実行行為」法律のひろば35巻2号51-57頁

7 吉岡教授は租税ほ脱犯を懲役刑等として処遇すること自体に懐疑的な立場である(後述IV)。

て申告書を提出せず、税を免れた者」について新たな脱税犯として単純不申告ほ脱犯を規定した（「平成23年度改正税法のすべて」）。

2. 改正を踏まえた租税ほ脱犯に対する論評

小田原卓也氏は、国税庁査察課課長補佐の時に平成22年及び23年の租税罰則の見直しに関わったことから、「近年の租税罰則見直しと租税ほ脱犯の実行行為に関する一考察」（税大ジャーナル22号、平成25年11月）において、租税ほ脱犯（所得税法238条に規定する虚偽過少申告ほ脱犯及び虚偽不申告ほ脱犯）、単純不申告ほ脱犯（同238条3項）、単純不申告犯（241条）が並列的に規定されたことから、租税ほ脱犯の実行行為に関する過去の議論を踏まえ今回の改正に言及している。

「所得秘匿行為を伴わない単純不申告ほ脱犯」は租税ほ脱犯の中で実行行為性が問題となる形態であるが、小田原氏は「当罰性はあるが可罰性はない」として、悪質性はあるが無申告行為自体から成立は難しいものと考えているようである。

※小田原氏は、租税（ほ脱）犯を、虚偽過少申告ほ脱犯（懲役10年）、虚偽不申告ほ脱犯（懲役10年）、単純不申告ほ脱犯（懲役5年）、単純不申告犯（懲役1年）と整理していて、各項目について見解を述べている。

（無申告ほ脱犯の悪質性）

不申告犯について「所得秘匿工作の有無にかかわらず、適正申告すべき義務を認識しながらあえて申告書を提出せずに税を免れること自体、社会通念上許容し難いものであり、厳しい道義的非難を加えるべき反社会性や反倫理性（行為の無価値性）が認められるものといえる。」と述べる。

「こうした不申告の悪質性は、所得が積極的に秘匿されていなくとも低下するものではない。むしろ、行為命令規範たる申告義務を一顧だにせず、例えば帳簿書類を全く作成せず（後述のとおり、これは所得秘匿工作とは認定されな

い)、何ら所得秘匿工作を行わず、堂々とかつ断固として確定申告書を提出しない行為に出た場合の方が、悪質性は際立つ。」と、無申告ほ脱犯が悪質なものであると述べている。

(所得秘匿工作)

また、「所得を秘匿する工作が存在しなければ税務当局が不申告を把握することは容易であるとして、所得秘匿工作を伴わなければほ脱犯としての当罰性を認めない考えもある。しかし、…それ自体合法的であるために所得秘匿工作と評価されることはないが、所得秘匿的であって、税務当局による租税の賦課徴収を困難ならしめるものもある。それ故、税を免れる意図をもってこうした取引によって得た所得を申告しない行為には、他に何らの所得秘匿工作がなくとも、租税債権を侵害する高い危険性がある。」として無申告そのものに法益侵害性を認める。

「偽りその他不正の行為」と「所得秘匿行為」との関係は、「偽りその他不正の行為」が実行行為で「所得秘匿行為」は実行行為ではないという通説的見解を踏まえるが、「所得秘匿工作は、税の賦課徴収を不能もしくは著しく困難にさせる構成要件的状况を作出するものとする。「税の賦課徴収を不能もしくは著しく困難にさせる行為」は「偽りその他不正の行為」の実質的基準であると考えてるので、所得秘匿工作と実行行為を混同するように思われ、この点は疑問に思う。

3. イタリア租税処罰法⁸

無申告ほ脱犯と過少申告ほ脱犯の悪質性に対する問題意識は、我国特有とい

8 租税処罰法の訳は森下忠『イタリア刑法研究序説』（法律文化社、昭和60年）の中で財政処罰法として紹介されていたのを改訳したものである。森下先生には毎夏の自宅訪問を快く受けられ、色々と助言も頂きながら、未だに研究の成果を報告できずに重い病を隠されたまま亡くなられたことを申し訳なく思う。90歳を超えても研究・執筆を続けられた姿に研究者のあるべき生き方を感じた。

うものでもなく、「イタリア租税処罰法」の解説書“Elementi di Diritto Penale Tributario”（ANDREA PERINI 著、G.Giappichelli Editore、1995）では「部分的な脱税 l'evasore parziareを全面的な脱税 evasore totaleに較べてより重く罰するか軽く罰するかの妥当性である」⁹と述べられている。同書で採上げられたイタリア租税処罰法1982年法516号は、1929年法4号の時代では、租税ほ脱犯の立件に真剣に取り組まれないという状況を変えるために処罰の円滑化の観点から策定されたとされる。過少申告ほ脱犯と無申告ほ脱犯の悪質性については、日本もイタリアも無申告犯の方が過少申告犯より悪質と考えているようである。

なお、租税ほ脱犯を徹底して処罰する方向は1982年法により初めて示されたが（PERINIは同法の厳罰主義を「脱税者には手錠を“manette agli evasori”法と批判的に呼ぶ）、「犯罪政策の選択により完全に納税義務を逃れる者より、払うべき金額より少なく納めるものを厳しく罰する」¹⁰のものであると見ている。

無申告ほ脱犯が過少申告ほ脱犯より悪質であるなら矛盾するようにも思えるが、「税を逃れる者より、間違いや不注意で罰せられる犠牲者の数が転換する」¹¹ことを望む人のため本書を著すとPERINIは序文で言っており、無申告ほ脱犯の方が過少申告ほ脱犯より悪質であるとの見方が根底にあると思える。

4. 無申告ほ脱犯の処罰状況

国税庁記者発表・令和2年度「査察の概要」（令和3年6月他）によると、

9 Un primo problema che il legislatore si e trovato a dover affrontare riguarda l' opportunità di punire piu' gravemente o meno l'evasore parziare rispetto all' evasore totale p.32 l.21-22

10 Se l'evasore parziare puo' infatti essere scoperto solo a seguito di una regolare verifica fiscale ,l'evasore totale sarebbe individuabile piu' facilmente, ricorrendo semplicemente alle ordinarie procedure di censimento fiscale. P33 l.28-32

11 con la speranza di ridurre il numero, delle “vittime” di una normative carente, piu' adatta a colpire duramente la svista o la dimenticanza piuttosto che l'attenta operazione evasive. PREMessa l.18-20

無申告ほ脱犯は、国際事案、消費税受還付事案と並び調査重点事案とされている。平成23年度に創設された単純無申告ほ脱犯は26年度に最初の告発が行われた。

◆令和2年度では告発83件のうち無申告ほ脱犯が13件あり、うち単純無申告ほ脱犯は7件ある。

【無申告ほ脱犯】

- ・測量工事の代金を借名口座に入金させて所得を秘匿し、確定申告を行わずに納税を免れた例。

【単純無申告ほ脱犯】

- ・異業種交流セミナー等を開催し集めた会員に脱税指南を行い法人税の申告義務を認識しながら確定申告を一切せずに納税を免れた例。

◆令和元年度では告発116件のうち無申告ほ脱犯が27件あり、うち単純無申告ほ脱犯は11件ある。

【無申告ほ脱犯】

- ・競艇選手と結託して勝船投票券の払戻金による多額の収入を得ていたところ、他人名義で勝船投票券のネット投票を行うことにより所得を秘匿し、確定申告を行わずに納税を免れた例。

【単純無申告ほ脱犯】

- ・大手芸能プロから衣装デザイン等のスタイリスト業務を受注し、多額の利益を得ていたものであるが、法人税・消費税の申告義務を認識しながら確定申告を一切せずに納税を免れた例。

◆平成30年度では告発35件のうち無申告ほ脱犯が18件あり、うち単純無申告ほ

脱犯は10件ある。

【無申告ほ脱犯】

- ・太陽光発電の設置に係る権利譲渡により多額の利益を得ていたものであるが、事業実態のない法人名義の預金口座に資金移動するなどして所得を隠し、法人税の確定申告を一切せずに納税を免れた例。

【単純無申告ほ脱犯】

- ・私設ファンクラブを運営し、多額の利益を得ていたにも関わらず、所得税の確定申告を一切せずに納税を免れた例。

◆平成29年度では告発63件のうち無申告ほ脱犯が21件うち単純無申告ほ脱犯は8件ある。

【無申告ほ脱犯】

- ・不動産売買の利益を相手先口座に入金させることにより所得を隠し、所得税の確定申告を一切せずに納税を免れた例。

【単純無申告ほ脱犯】 /

- ・インターネットでコンサートチケットを他人名義で販売し売上は他人名義の口座に隠匿して、所得税の申告を行わず多額の所得税を免れた例。先端調査技術のデジタルフォレンジックツールでメ電子化に対処しメールアドレスを解読した事例でもある。

◆平成28年度以前では古い方から、平成25年は無申告犯14件（単純無申告犯1）、平成26年は無申告犯11件（単純無申告犯2）、平成27年は無申告犯13件（単純無申告犯1）、平成28年は無申告犯17件（単純無申告犯6）となっている。

上記のように単純無申告犯の告発件数は多くないものの、従来の無申告ほ脱

犯で捉え切れなかったものをカバーする役割を果たしていると評価できる。

5. 公判の状況

- ・無申告ほ脱犯は過少申告ほ脱犯と較べて件数は少ないが、悪質度については否認事案が多く、最終的には抗弁も空しく犯情が悪いとして実刑となるものも珍しくない。無申告ほ脱犯に係る公判の実例を抜粋して下記に掲げるが、巻末の全88件の『事件簿』は「租税刑事事件の諸相—制度と運用—」九州国際大学法学論集24巻1・2合併号、「租税通ほ犯の無罪判決の検討—クレディスイス事件を基に—」九州国際大学法学論集27巻1・2・3号の別添『事件簿』と同じものを本稿でも一覧で見ることができるように掲げてある。

無申告犯の件数は少ないが、否認しても情状が悪質ということで実刑になる確率は高い（無罪になることは期待できない）。

『事件簿』（全件版）「2」の政治家及び政治家秘書の政治献金ほ脱は、議員歳費等の申告はあり所得45億、税額9億の政治献金収入の申告を免れた過少申告であるが、政治献金については実質無申告である。過少、無申告等の税を逃れる形態は形式だけでは分類できず、「73」ゴルフ場開発に絡むもの（後述VI）は、利益を自身が統括する複数の法人に帰属させ、各法人の決算期を1月ずつずらせて法人間で経理を回して赤字にさせるという特殊な方法で45億の所得、9億の税額を免れており、実質的には無申告ほ脱犯とも言える（実刑、控訴、上告棄却確定）。

IV 法定犯から自然犯へ

本稿IV及びVは、別稿「租税逋犯の無罪判決の検討—クレディスイス事件を基に—」九州国際大学法学論集27巻1・2・3号の記述と重なるが、租税ほ脱犯の本来の性格から法解釈を考えるという本稿の趣旨でもあるので敢えて述べる。

租税ほ脱犯の特質を考えるには、罰則の変遷から各時代における租税ほ脱犯の位置付けの変遷を確認する必要がある。租税ほ脱犯の性格については、罰金額が脱税額に比例して決められたことから国家に財政損害を与える罪と考えられた時代があり、その後罰金に裁量制が導入され、懲役刑が導入されることにより、犯罪性を高め量刑の裁量性が認められたことから、次第に一般刑法犯と同様に考えられるようになったとされる。

かつての所得税法（明治32年2月8日）では「所得金額を隠蔽してほ脱したる者はそのほ脱金高3倍の罰金に処す」と定めていたが、昭和19年に間接税について「脱税額の3倍以下」と罰金額決定に裁判官の裁量が認められ、自由刑として懲役刑が導入された。これらの改正は間接税が先行するが昭和22年所得税法等の直接税にも同様の改正が行われた。

このような罰則規定の趣旨について、齊藤明氏は「脱税犯の処罰に関する思想上の変化、すなわち脱税犯の処罰は、国家に財政上の損失を生じせしめないことを担保することを目的とすること、および国庫に加えられた損失の賠償を図るためというよりは、むしろ一般の犯罪に対して加えられる刑罰の場合と同様に、脱税ということのもつ罪悪性、非倫理性に着眼して、これを処罰するという思想への発展の萌芽を見るに至ったのである」として、罰則の変化により

租税ほ脱犯の性格も変化したことを認めている¹²。また、処罰が厳格化したことの背景には、昭和22年の申告納税制度の導入があったとも述べており、納税者は自己の申告に責任を負うとの趣旨である。

以上のように、罰則の変遷から租税ほ脱犯を一般刑法犯と捉えるのが今日の一般的見解であるが、吉岡一男教授は「以上見てきたような議論の錯綜・混乱は、その構成要件の定め方、ひいては、そもそも脱税を、とりわけ申告納税方式のもとで、犯罪とすること自体の問題性を示すのではなからうか」「脱税犯の法的性格については、懲役実刑がふさわしいかなどの刑罰内容とも絡めて議論がありうる」として、自由刑導入に至る罰則の変遷を踏まえても刑事制裁とすること自体に疑問を呈している¹³。これは、納税義務の違反行為が行政罰の対象となる申告漏れ、所得隠しでも刑事罰の対象となる租税ほ脱犯も行為の実質的内容は同じであること、刑事罰の対象となる租税ほ脱犯は行政罰の対象となる申告漏れ、所得隠しの中から犯則規模等の基準から選別されることから、犯罪構成要件に該当する行為の範囲が明らかな窃盗罪、詐欺罪等と較べ犯罪の境界が曖昧な租税ほ脱犯について上記のような見解があることは首肯できる。私はこの考えに理解はするが立場に同調するものではなく、効果的な犯罪抑止、再犯防止となる効果的なペナルティの実現を目標とすべきである。

V 租税ほ脱犯の性格

租税ほ脱犯は構成要件の文言上も実態上も税を免れる行為であることは認めつつ、無申告ほ脱犯の成立要件では、無申告が犯罪の中心的要素であるとしながら所得秘匿工作の存在を否定しきれない。これは「偽りその他不正の行為」という構成要件があり、実務上も租税ほ脱の端緒が外に現れないと犯罪として捉

12 齊藤明・廣瀬正志『租税刑事制裁の法理』（中央経済社、平成9年）18頁

13 「租税犯罪について」法学論叢136巻4・5・6号（平成7年、京都大学法学会）116-117頁

えるのが難しいこともあると思われる。その根本には租税ほ脱犯の構造の理解、その前提として納税義務の構造の理解にあると考える。

租税ほ脱犯の特質としては、①国民の得べかりし財産（納税が財政を通じて公共サービスとなる）を侵害する財産犯である、②法律により納税義務が発生し（申告に関わらず納税義務は発生する）国の租税債権となるものの、一次的には自分に帰属する経済的利益であり、法に従わない租税ほ脱行為は、積極的に何かを為すというよりは「納めるべき税金を納めない」という義務不履行、不作為犯としての性質を本質的に持っている、③特定の被害者がいない（直接には国家財政の侵害を通じて国民全体が被害者であり、窃盗・詐欺犯のように個別の対応関係がない）、ということが挙げられる。

これは、租税ほ脱犯の特質というよりは、租税あるいは申告・納税行為そのものの特質から来るものである。①については、罰則の変遷の中で租税ほ脱犯に対する責任非難が強まったが、国家財産の侵害という面が変容したわけではない。②の点については、法律の存在によって納税義務が生じるわけであるが、元々は自分が稼いだ金＝自分の所有という意識がある（「納税＝税金を取られる」という意識に繋がる）。③の点については、納められた税金（納められるべき税金）は国民全体のために使われ、特定の者との直接的な結びつきはない。租税ほ脱により税金を免れた場合にも、特定の者に影響を及ぼすという認識がないことから、実際には全ての国民の財産権を侵害しているにもかかわらず、財産権を侵害しているという認識が薄い。

これらの租税ほ脱犯の特質から導かれることは、①の特質（国に対する財産犯）と②の特質（不作為犯）からは、不作為により国の財産権という保護法益を侵害するのという租税ほ脱犯の本質であり、無申告ほ脱犯の成立要件にも関わる。②の特質と③の特質（不特定性）からは、法益侵害の意識の薄さに結び

付く。

このように、申告しないという不作為が租税ほ脱犯の本質であることを踏まえ無申告ほ脱犯を考える必要があると考える。

VI 関連会社の赤字を利用した申告による租税ほ脱犯

無申告ほ脱犯は申告がないところに過少申告と対照的な特色があるが、申告をしていても実質的に無申告と同等に評価できるものもある。巻末事件簿No.73の事件は第一回公判から傍聴したが結審まで見届けないまま東京地裁を離任し、後に判決を確認した。冒頭陳述から事件概要を見る。

※在職期間中に起訴・審理されたゴルフ場開発の他の事案『事件簿』No.28では、4,195,361,428円の所得を316,556,907円に過少申告したもので顧問弁護士と共謀して株式売却の帰属を偽っている。被告人捕飛人で懲役2.4年（実刑）、弁護士は自認したため公判分離して懲役2.6年（執行猶予）であった。従犯の弁護士の刑期の方が被告人より長いのは弁護士の社会的責任を問うたからと思われる。被告人が実刑で弁護士が執行猶予なのは従犯であることのほか、早期に自認した点も考慮されたからであろう。本件事案とほぼ同規模の事案であるが、脱税額（ほ脱割合）、赤字会社を利用するという手法では本件事案の方がより悪質であると考ええる。

[判決]

東京地裁平成11年3月29日判決 懲役2年6月（実刑）罰金2億2千万円

東京高裁平成12年3月22日判決 控訴棄却

最高裁平成15年5月28日判決 上告棄却

[事案の概要]

【冒頭陳述】

冒頭陳述では、「本件は、被告人が自己の所有していたJCCの株式7万2000株を譲渡したことによる譲渡所得44億5050万円（分離課税）を秘匿し、下記の表記載のとおり平成2年分の所得税8億9008万400円を免れた過少申告ほ脱犯である」と述べている。

「ほ脱所得の明細」では「被告人が（株）ジャパンセントラルコロシアムの経営から撤退するに当たり、同社株式を譲渡した対価として受領した45億円について自己が所有していた同社株式を関係会社日新総業（株）の欠損関係法人が所有していたかのように仮装するなどして分散し、」株式譲渡収入を除外したものである」としている。

これだけでは所得秘匿を伴う過少申告ほ脱犯としか見ることができないが、所得金額「実際金額4,506,812,352 申告額56,312,352 ほ脱額4,450,500,000」税額「実際金額890,557,500 申告額477,100 ほ脱額890,080,400」を見れば分かるように、所得のほ脱割合以上に税額のほ脱割合が大きいことである。

これは、個人の所得を法人の所得に仮装（帰属の変更）した上で関与する赤字法人数社に所得を分散させ（各法人の決算期が1月ずつズレているのは作為的か）所得を相殺したもので極めて不自然な状態であり、単なる過少申告とは言えないのではないか。

【株式譲渡の概要】

ゴルフ場を経営するJCCはAが代表取締役社長を務める会社であったが被告人は株式を過半数取得し代表取締役会長に就任した。一方で被告人が経営する東和工務店はJCCに融資を行っていた。

このように被告人がJCCの支配権を強めることに危惧を抱いたAは株式の譲渡を被告人に持ち掛け、東和不動産の融資返済とともに45億円で被告人所有

株式の譲渡契約を締結・実行した。

【犯則の概要】

JCCのAに被告人を仲介したBに「脱税に協力すること」の覚書を作成させるとともに（実際に被告人の指示を受け関与している）、東和不動産の役員Cに命じ、ゴルフ場開発に関係する赤字の関連会社数社が株式を保有していたかのように日付を遡及して仮装させた（本人名義が12億円残る）。

この譲渡に当たり脱税協力の合意のあるAを介し当事者を赤字関係会社に振り分けるなどして所得を分散させ、本人名義の12億円分も契約書の差替え等で圧縮させた。また当該会社が黒字見込みになると再度Aに指示して別の赤字会社に付け替えさせた。この結果、赤字会社に付け替えられた株式譲渡による分散所得は繰越欠損金によって圧縮され、被告人の所得税及びグループ会社の法人税の合計額は1億4千万円になった。

被告人とAの共謀しての株式譲渡契約の仮装等の行為は所得秘匿工作であり、被告人が赤字法人に所得の帰属を付け替え繰越欠損金制度を利用して一見合法的に所得を消滅させて申告したことは、「森の中に木を隠す」ような無申告ほ脱と同等に巧妙な作為であり、単なる過少申告ほ脱犯より悪質である。「税の賦課徴収を不能若しくは著しく困難ならしめるような何らかの偽計その他の工作」に当たることは疑いない。

Ⅶ 適正な申告が見込まれない非合法組織への課税

非合法的な活動で収益を上げている組織には適正な申告を期待することができない。課税以前の問題として取締当局の目から逃れるため、所得源泉を隠べいするからである（フロント企業等で一部合法的な活動をすることはある）。暴

力団¹⁴等に見られる課税の問題は、違法な所得であるがゆえに実態が掴めなければ無申告・過少申告として把握することもできない。これは課税の公平の観点からも問題である。

問題点としては、①経済活動の実態把握が困難であること、②経済活動を把握しても違法所得に課税が可能か、③上記問題が解決して課税の対象は暴力団等の組織か、組長をトップとする構成員かという点がある。①は警察・麻薬取締等とともに国税の課税・査察がどこまで踏み込めるかの問題である。警察との関係では課税通報の制度があり一定の成果を上げているが補助的なものと考えべきである②は解決済みで、違法な所得であっても担税力がある限り特別な取扱いはしないこととされている（没収等で所有権を失えば還付する）。

③は暴力団の経済活動の法的主体は組織でもなく（法人格がない）個人でもない（実体は組の活動）ので暴力団に対する課税は組織としても個人としても課税が難しいとの意見が見られる。たとえば、「暴力団は会社組織ではないうえ、法律上法人とみなされ収益事業が課税対象となるマンションの管理組合など「人格なき社団」にも該当しないので法人税の対象外である」¹⁵とする見方があれば、「上納金はPTAや町内会といった任意団体の会費のようなもので、会の運営のために使われている限り、法律上は課税できない。たとえば組織で管理し、襲名披露や葬儀、法要などいわゆる「義理がけ」に使っていけば、暴力団に帰属する金であり、上納金を個人所得ととらえるのは無理」¹⁶とする見方があるように、法人としても個人としても課税が難しいとの見解が従来からあり、暴力団に対する課税を正面から取り上げた者はなかった。

上記③の矛盾した問題点を解決する方法として、「暴力団と課税—上納金課税を契機として—」九州国際大学法学論集第23巻1・2・3号では暴力団の要

14 暴力団というのは暴対法上の概念であるが一般的に使われている用語として用いた。課税面では暴力は不可欠な要素ではなく支配・服従的な組織を想定する。

15 毎日新聞（平成27.6.17朝刊3面）での法人課税が難しいという国税OBコメント。

16 毎日新聞（平成27.6.17朝刊3面）での個人課税がむずかしいという国税OBコメント。

素を抽出し課税の視点からプロトタイプモデルに再構成して所得の帰属を検討した。

①法人課税については、「人格なき社団」でもないことから法人課税は困難であり、②個人に対する課税では、暴力団幹部の使用者責任など支配服従関係が類似する他法の判例も参考にしつつ、組長が経済活動の支配権を握っていることから上納金を含め組長への課税が可能との結論に至った¹⁷。

トップの支配が貫徹する組織であれば暴力団に限る必要はなく、暴力団の課税にあつては暴力という要素は違法所得を得る手段という以上には意味を持たない。課税の基準は担税力であり、一般人と同じく、弱すぎず強すぎず公平に法を適用・執行すべきである（基準を曲げてはいけない）。とはいえ所得の把握ができなければ無申告ほ脱犯としての対処もできない。これは暴力団課税の問題点①であるが、課税の調査だけでは限界があり、取引把握のための法的・技術的制度整備が必要である。暴力団にだけ課税の適用がある特別法は、「暴力団というのは暴対法においてのみ有効な定義であり、暴力団ではないが課税面で同士すべき組織が漏れる恐れがある」ため現実的ではない。情報開示を義務付けても逃れる場合はあるが、課税の特例と異なり適用を暴対法に規定する暴力団とすることは公平原則に反しないととも一定限度では課税調査・査察調査対象選定に資することになると思われる。暴対法の暴力団の中でも特に悪質なものに対しては破防法の立入調査のような強制措置の規定も考えられる（暴対法は飽くまでも暴力行為の排除・防止という警察目的であることは留意すべきである）。

17 木村圭二郎（前日弁連暴対委員長）「暴力団組長に対する上納金課税（上）（下）」捜査研究800・801号（東京法令出版、平成29年8・9月）は本稿と同時期に互いの影響なく書かれたものであるが、大筋で同じロジックによって同じ結論を導いている。

VIII おわりに

無申告ほ脱犯については積極的行為のない不申告について処罰が困難なことから昭和25年に不申告罪が創設されたが、その後も長く無申告ほ脱犯と虚偽過少ほ脱犯との不均衡が問題となっており、今回平成23年度改正により単純無申告ほ脱犯が創設されたことは、虚偽過少申告犯との不均衡が一定限度縮まったものと言える。

無申告ほ脱犯の摘発は、故意の立証は慎重にしなければならないが¹⁸、納税義務違反の事実の証明は客観的に可能であるのは税法に定められた納税義務を行わないという租税犯の特質である。。

不申告自体が租税ほ脱犯の本質であり、所得秘匿工作の有無に関わらず「偽りその他不正の行為」に該当する可能性は同様にあるという考えは変わらないが、「偽りその他不正の行為」という要件が文言上限定的に働くこと、無申告の故意の認定、無申告という行為の違法性の評価には困難が伴うことから、今回の制度整備は現実的な対応としては妥当なものであると考える。

本稿「無申告ほ脱犯について考える」は、「租税刑事事件の諸相—制度と運用—」九州国際大学法学論集24巻1・2合併号及び「租税遁ほ犯の無罪判決の検討—クレディスイス事件を基に—」九州国際大学法学論集第27巻1・2・3号と三位一体のものであり、各々で視点を変えて租税ほ脱犯を眺めたものである。「刑事事件の諸相」では査察事件着手から告発・起訴・公判審理・判決までのプロセスを、「無罪判決の検討」では刑事事件における立証の重要性を、そして本稿では租税刑事事件といえども財産犯としての特質が根底にあることを確認した。

租税ほ脱犯に対する考え方は「コンプライアンス基盤整備のための租税ほ脱行為のペナルティ体系の考え方—租税ほ脱犯の特質からの考察—」税務大学校

18「租税ほ脱犯の無罪判決の検討—クレディスイス事件を基に—」九州国際大学法学論集第27巻1・2・3号では故意の立証が争われている。

論叢51号（平成18年6月）で述べたところと変わっていない。租税ほ脱犯というより意図して納税義務を免れる行為自体が徹しく漏れなく対処されるべきであるが、租税ほ脱犯として刑罰を以てするのはその中で悪質な一部である。

租税ほ脱行為に対しては課税の回復として更正・決定により本税の追徴、重加算税の賦課による対処が全ての事案にあり、刑罰による対処は一罰百戒の意味も含め課税とは別に（重ねて）科されるものである。刑罰の本質についての考え方は、かつての古典派（客観主義）VS近代派（主観主義）の論争のように、応報主義的なものから社会防衛的な政策目的を重視すべきまで議論が多様であるが、民事・行政の損害回復を超えた国家の合法的制裁であることに変わりはなく、思想の如何を問わず謙抑的であるべきと考える。租税ほ脱行為は他の刑法犯罪と同じく強く非難されるべきものであるが、国家に対する財産犯としての性格は変わらず他の刑法犯罪と同質ではないことを踏まえ、特質を十分に考慮した実効性ある対応をすべきである。

別添・事件簿

『事件簿』に掲げた計数だけでは全体が見えないと思われるので、租税ほ脱事件（平成6年7月から8年7月の公判事件88件）の概観を整理する。事件全体を概観するといくつかの特色が見られる。当該期間当時のものであるという期間の特性があることを断った上で、事件を横断的に見ると次のようになる。バブル経済の後遺症的な事案が多く見られることも含め時代背景が現在と異なることに留意いただきたい（ゴルフ場開発、画廊など業種の特異性、数十億円という所得金額の大きさ）。

公判事件の概観

【業種等】

- ・ 絵画取引（3件）やゴルフ場開発（3件）などバブルの後遺症と思われる事件がいくつかあり租税ほ脱額も最大級となっている。
- ・ 製造業が多いが（電線関連、内装工事、石材など同一業種あり）、①パチンコ関係、ゲーム喫茶等の賭博・遊戯関係、②ファッションヘルス、テレクラ等の性風俗、③学習塾、④劇団、⑤医者、⑥弁護士、⑦相場士、⑧占い師、⑨通信販売業、⑩ゲームソフト制作会社、⑪政治家、⑫競馬予想屋、⑬飲食業など多岐に亘っている。査察官の時の経験と照し合せれば、現金商売（風俗関係など）のように資金管理に問題がある業種、取引先からのリポート要求が契機となるものなど何らかの誘因が犯則実行に繋がることが多い。

【争点】

- ・ 土地・株式の譲渡では帰属主体（個人・法人）が争われることが多い。個人で起訴された場合は法人帰属を、法人で起訴された場合は個人帰属を主張することになるが、この場合、主張する帰属で申告している場合と個人・法人

ともに申告していない無申告の場合がある。

- ・ 損益の計上時期が争われることも多い。売上除外・経費架空計上のようにそもそも申告自体がなされていない場合はともかく、何らかの計上をしている場合は事実を覆す積極的な立証が必要となる。
- ・ ほ脱の犯意がないと予備的に主張されることも多い。

【動機】

- ・ ①法人税法違反では会社の将来に不安を感じてという不満が多い、②賭博関係等の違法業種では自分が表に立てないためという理由も主張される、③土地取引では取引価格の規制のため超過分を裏金として授受されたものがある、④相続税法違反では被相続人の不正（推測）を庇うことが動機となるもの、⑤過去の生立ちから強い金銭への執着を持つ者がある。
- ・ ②③のように他の犯罪・規制を回避するため犯則実行する場合であっても、当然のことながらほ脱の故意は消滅しない（量刑上も情状酌量されない）。

【犯則行為】

- ・ 製造業では経費の架空・過大計上が多い。関係会社があるときは仕入れの水増しが使われ、これが難しい時は給与関係が操作される（稀であるが社員了解のもと会社ぐるみで行われることもある）。
- ・ 割引債券（無記名）のように捕捉が難しいものは脱税の道具とされやすい（政治家の場合、政治献金等の資金源を政的に知られたくない理由で隠匿が行われることがあり上記動機の②③と類似する面がある）。

【否認事件】

- ・ 否認事件もいくつか見られたが、査察調査の時から否認し続けるものもあれば、公判で一転否認に転じるものもある。また、当初は否認でも検察調査の段階で自認に転じるものもある。自認・否認は事件内容や被告人の性格にも

よるが、検察で逮捕・拘留（関係者を含め）することが自認へ導いた点も大きいと思われる（他の犯罪歴のない租税ほ脱犯に拘禁反応はしばしば見られる）。

【情状】

- ①重加算税を含めた税金の納付が出发点となる。
 - ②法人では経理体制の改善（税理士の変更を伴うことが多い）が行われる。
 - ③代表者を退くか否かは犯行態様のみでなく会社の状況にもよる。
 - ④贖罪寄付が行われることがあり、情状に考慮されるようである。
- ・①④のように金銭賠償は情状に大きく影響すると思われ、財産犯としての性格が現れている。

【当局への批判】

- ・公判における被告人の供述の中で捜査当局への批判が述べられることも多い。情状酌量を意図したものか単なる鬱憤晴らしか、また全てが事実かどうか、誇張されている場合、認識の相違等もあると思われる。しかし全く根拠のないことではないであろうし、適正手続の観点からも当局は留意すべきである。
- ①供述は誘導されたものである（作文されたものである、言ったことが録取されていない、取引された、脅迫された）。
 - ②証拠に手を加えられた形跡がある。
 - ③査察調査に配慮が足りない（下着姿で取調べを受けた、子供の鞆を開けて内容を確認して学校に遅刻した）。
 - ④税務調査がいい加減（消費税の還付審査が甘いから脱税を助長した、所得税の不正還付をした時に見逃されたので再度行った）。
 - ⑤特定の団体に申告を依頼すれば税務調査は大丈夫だと聞いて行った。
 - ⑥税制が良くない（交際費枠が少ない、赤字の時に面倒見てくれない）

⑦告発をしないからと不本意な修正申告を出された。

⑧申告すべく税務署と話し合いを続けていたのに査察調査に入れ無申告犯とされた。

- ・①②は査察事件のみならずあってはいけないことだが、それだけに真実性は疑わしい。④は執行上の問題であり公平を阻害する要因になり得るが、被告人本人が訴える性質のものではない。情状を考慮したとも考えられるが、執行当局への警鐘にはなろう。⑥の税制の問題は主張されることも多いが、犯行の弁明にはならない（量刑に影響はない）。⑦⑧は根拠のない主張とも言えず不透明な部分である。税務署と国税局査察部とは調査の性格（任意調査・強制調査）も部署も別で、双方での協議を期待することはできない。ただ、早期の修正申告と納付は情状に考慮される可能性はある。

【被告人・弁護人・検察官の主張】

- ・自認事件については、①脱税が割に合わないものであること、②社会的に非難されても仕方のない重大な犯罪行為をしたことを反省する供述をしている。
- ・弁護人も、自認事件については、①税金の納付と②反省の立証に努めているが、否認事件では、個別の争点のほか、脱税事件の特殊性（一般刑法犯とは異なる）に言及する者もある。
- ・検察官の論告では、「脱税犯は課税権を侵害し誠実な納税者の不公平感を醸成するものである」ことから、一般予防の見地からも厳しく処断すべしとの主張がなされている。

【判決内容】

《罰金刑》

租税刑事件に対する基本的な制裁は罰金である。罰金の額は裁判官の裁量により決められるが、事件を見ると一定の割合に収束している。

例えば実刑となった事件では、別添・事件簿の【事件6】ほ脱税額15億円罰金3億円(20%)【事件7】ほ脱税額3.8億円罰金9千万(24%)円【事件9】ほ脱税額5.7億円罰金1.2億円(21%)また執行猶予の事件では、【事件60】ほ脱税額64百万円罰金16百万円(25%)【事件17】ほ脱税額1.2億円罰金3千万円(25%)となっている(後掲「事件簿」より)。

このように、実刑事件、執行猶予事件に関わらず罰金はほ脱税額の20%から25%になっており、租税逋脱犯が財産犯としての側面を見て処理されていることが窺える。悪質性の評価はもっぱら懲役刑での裁判官の裁量に現れると言える。

《懲役刑》

懲役刑はかつて執行猶予が当たり前であったが、今は実刑が10%程度あり一般的なものとなっている。判断要素は脱税額のみならず、ほ脱率、脱税の手法にも及び、実行行為後の贖罪寄付等も量刑の判断に影響する。この点は一般刑事犯と変わらない。

【公判事件・判決】平成6年—8年

- ・ 犯行態様について、無申告と過少申告に区分した。
- ・ 立証方法をPLとBSに区分した。大多数はPL立証であるが、事件2, 5のようにBSもある。
- ・ ①②で正当所得と申告所得（虚偽の所得）に区分した。
- ・ ③④で政党税額と申告税額（虚偽の税額）に区分した。
- ・ $③ - ④ = ⑤$ ほ脱税額が、 $⑤ \div ③$ では脱率となり、量刑の主要な基準となる。
- ・ 懲役刑については、⑦年数のほか⑧実刑と執行猶予刑（実刑でないもの）に区分した。
- ・ 罰金刑については、⑨罰金額とは脱税額に対する⑩認定率を示し関係を確認した。
- ・ その他、税法違反区分、業種・業態、犯行の手口、判決内容・争点等を一部簡記した。

I	過少・無申告	PL・BS				
	税法区分	業種	犯則行為概要			
	①正当所得額	③正当税額	⑤ほ脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日
	②申告所得額	④申告税額	⑥ほ脱率	⑧実刑・猶予	⑩認定率(⑨÷⑤)	起訴日
			(⑤÷③)			
	過少申告	PL				
1	法人税法違反	ゴルフ場経営	保有株式の売却益を除外。自己の関与を否定、預り金と主張。			
	14,422,397千	5,748,590,100	5,748,590,100			公判中
	408,791,775	0	100%			4.3.21
	過少申告	BS				
2	所得税法違反	政治家秘書	国会議員の支援者からの裏献金収入(議員への献金とは別)を除外。			
	(議員共犯分)					
正	223,410,589	119,409,900	439,850,800	2.4年	7,000万円	5.3.27起訴
	676,556,778	327,298,700	98.40%	猶予4年	9%(自己分では24%)	8.3.29判決
申	29,796,589	4,349,100				
	26,556,778	2,508,700				
	(自己分)					
正	91,210,757	45,311,800	307,607,200	①ほ脱額、ほ脱率は高額、高率。		
	71,688,177	31,552,600	98.80%	②政治スキャンダルを恐れたことは斟酌できない		
	216,481,555	102,012,400		③議員に従属的で自己の脱税も議員の影響がある		
	171,134,566	78,752,400		④国政に長年貢献してきたこと		
	120,264,813	53,408,700		⑤献金者にも問題があること		
申	11,710,757	965,800		⑥修正申告により完納していること		
	11,693,177	529,600		⑦マスコミ等から制裁を受けていること		
	11,866,547	689,500		⑧一環して反省の態度を示していること		
	12,614,566	486,000				
	13,164,813	759,800				
	過少申告	PL				
3	法人税法違反	画廊	売上除外し、簿外仕入や関係者への謝礼のほか、仮名預金で留保。			
	678,523,428	276,675,100	274,179,600	1年	60,000,000	6.9.2
	8,491,365	2,495,500	99.90%	猶予2年	21.80%	5.6.16
	過少申告	PL				
4	法人税法違反	画廊	二重売買、通謀取引、簿外取引により利益を隠匿、簿外在庫として留保した。在庫絵画の評価損の主張が行われた。			
	4,374,011,885	1,753,112,500	1,052,711,400	2年	250,000,000	7.3.30
	1,774,581,726	700,401,100	60%	実刑	23.70%	5.12.7
	【判決】二重売買等の不正経理を重ね巧妙で悪質。脱税率は60%と低くないが20%台の期もある。個人的利得や蓄財を図ったものではないことを考慮。評価損は、法33条の政令の要件に該当せず。					

無申告は脱犯について考える

II	過少・無申告	PL・BS		5		
	税法区分	業種	犯罪行為概要			
	①正当所得額	③正当税額	⑤遁脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日
	②申告所得額	④申告税額	⑥遁脱率	⑧実刑・猶予	⑩認定率(⑨÷⑤)	起訴日
	過少申告	PL				
5	元国会議員	2の事件と関連し、公判分離したが、本人死亡のため控訴棄却				
						5.3.6一回目起訴
	無申告	PL				
6	法人税法違反	中古車販売	購入土地の売却に関し原価水増。申告期限徒過は計上時期争う。			
	6,423,750,042	1,490,999,700	1,490,999,700	2.6年	300,000,000	7.3.3
	0	0	100%	実刑	20.13%	5.10.25
	無申告	PL				
7	所得税法違反	パチンコ換金	売上収入を仮名・借名口座に入金、経費を水増しした経費帳を作成。			
	797,131,447	386,240,500	386,240,500	1.6年	9,000万円	6.8.29
	0	0	100%	実刑	23.68%	5.11.10
	【判決】脱税額は高額で脱率は100%、犯行態様は収支を明らかにする帳簿を作成せず経費を作成する等相当に悪質。関係人に対して罪証隠滅工作を行っている。					
	過少申告	PL				
8	法人税法違反	掘削残土処理	売上除外に対し、工事の計上基準を争う(検察は部分完成基準)。			
	358,990,909	144,291,800	97,432,700	1年	2,400万円	7.2.13
	120,253,249	46,859,100	67.50%	猶予3年	24.74%	5.10.5
	過少申告	PL				
9	所得税法違反	眼鏡屋	株式の売却益を名義仮装。個人名義で取引したが実質法人と主張。			
	977,019,610	571,147,000	還付あり	2年	120,000,000	7.3.22
	1,185,272	△4750794	100.80%	実刑		6.2.1
	【判決】①脱税額は高額で還付まで受けている②名義を使い課税対象とならぬよう分散を図る③本件発覚後、関係者に口裏合わせをした④公判途中で否認に転じ捜査段階ではしなかつた新たな主張を始めた。					
	過少申告	BS				
10	法人税法違反	建設仲介業	建設会社から得た「断り料」「情報料」名目の収入を除外。			
	113,645,280	42,167,900	繰越欠損金	10月	1,000万円	6.10.7
	△724,018	0	100%	猶予3年	23.80%	6.3.15
	過少申告	PL				
11	法人税法違反	画廊	絵画取引に関し、売上除外、仕入水増をおこない借名口座に入金し割引債券や商品の購入に充てていた。			
	232,986,785	90,925,000		10月	1,600万円	6.8.16
	28,182,730	14,738,300	83.70%	猶予3年		6.3.31
	過少申告	PL				
12	所得税法違反	クラブ経営	従兄弟と共謀してホステスの源泉所得税に係る所得税及び自己の事業所得の過少申告(つまみ申告)を行ったもの。			
	471,331,366	206,369,700	還付あり	2年	6千万円	7.3.3
	55,544,517	1,837,979	99.40%	猶予5年		5.12.21
	【論点】源泉所得税の不納付があり、預り金としての性格から悪質性の判断が問題。					
	過少申告	PL				
13	所得税法違反	パチンコ換金	売上除外			
	1,457,966,234	718,765,000	665,911,500	1.10年(3年)	1億5千万円(2億)	7.4.14
	126,143,559	52,853,500	92.60%	実刑	22.50%	6.2.4
	【判決】ほ脱額、ほ脱率を軽視することはできず、刑の執行を猶予するのは適当ではない。					

III	過少・無申告	PL/BS				
	違反税法区分	業種・業態	犯則行為等			
	①正当所得額	③正当税額	⑤遁脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日
	②申告所得額	④申告税額	⑥遁脱率	⑧実刑・猶予	⑩認定率(⑨÷⑤)	起訴日
	過少申告	PL				
14	法人税法違反	不動産仲介	不動産仲介料の除外			
	265,593,646	103,674,100	103,674,100	1年	12百万円	6.10.24
	0	0	100%	猶予3年	11.60%	6.2.22
	過少申告	PL				
15	所得税法違反	建設機械リース	利益が増大し、架空給料賃金、架空外注工賃を計上して過少申告した。			
	323,991,387	147,359,800	138,450,800	1.2年	3千万円	6.10.27
	40,991,596	8,909,000	93.90%	猶予3年	21.60%	6.3.3
	過少申告	PL				
16	法人税法違反	建築工事請負	業績が伸びたことから、架空外注費を計上して過少申告。			
	708,190,282	272,826,400	216,308,700	2年	4千万円	6.11.8
	158,062,065	56,517,700	79.20%	猶予3年	18.40%	6.3.25
	過少申告	PL				
17	法人税法違反	鷹、土木工事	好景気に乗って売上が伸びたことから架空外注費を計上			
	360,750,173	135,439,000	121,017,000	1年	3千万円	6.11.18
	42,676,694	14,422,000	89.30%	猶予3年	24.70%	6.6.7
	過少申告	PL				
18	法人税法違反	ゲームソフト開発	外注加工費を架空計上しない繰上計上して過少申告。			
	1,335,262,873	498,111,900	310,560,800	2年	8千万円	7.2.17
	507,101,260	187,551,100	62.30%	猶予3年	25.80%	6.6.7
	★ソフトウェアの税務処理(外注加工費の計上時期)					
	過少申告	PL				
19	法人税法違反	左官業	架空外注費を計上して過少申告。			
	542,531,510	211,901,000	189,875,400	1.6年	45百万円	6.12.20
	61,869,515	22,025,600	89.60%	実刑	23.80%	6.6.24
	過少申告	PL				
20	法人税法違反	型枠工事	取引先と通謀して外注費および材料仕入代を水増しして過少申告。			
			94,299,000	1年	2千万円	7.1.13
			46.10%	猶予3年	21.20%	6.7.13
	過少申告	PL				
21	法人税法違反	ゲーム機設置	売り上げを除外する等して過少申告。			
	199,735,631	73,339,800	73,143,000	10月	1,600万円	6.12.2
	▲1,026,896	196,800	99.70%	猶予2年	21.90%	6.7.13
	過少申告	PL				
22	法人税法違反	進学予備校	受講料の一部を除外する等して所得を秘匿した上過少申告した。			
			64,762,800	10月	1,600万円	6.11.8
			98.60%	猶予3年	25%	6.7.18
	過少申告	PL				
23	法人税法違反	土木請負業	架空外注費や架空労務費を計上する等により所得秘匿して過少申告。			
				10月	1,500万円	6.10.28
				猶予3年	37.50%	6.7.21

無申告は脱犯について考える

IV	過少・無申告j	PL/BS				
	税法違反区分	業種・業態	犯罪行為等			
	①正当所得額	③正当税額	⑤遁脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日
	②申告所得額	④申告税額	⑥遁脱率	⑧実刑・猶予	⑩認定率(⑨÷⑤)	起訴日
	過少申告	PL				
24	法人税法違反	建築足場	経理部長の妻と共謀し、売上除外、仕入繰上計上等で過少申告			
	2,331,529,430	863,912,000	739,871,500	2年	1億8千万円	8.3.15
	358,538,499	124,040,500	85.60%	実刑	24.30%	6.7.22
	妻が実行し自分は利益の指示をただけと主張し、概括的故意論が問題となった。					
	過少申告	PL				
25	法人税法違反	建築工事請負	架空外注費を計上するなどの方法により所得を秘匿した上、過少申告。			
			46,022,200	10月	1,000万円	6.12.12
			43.40%	猶予2年	21.70%	6.7.25
	過少申告	PL				
26	法人税法違反	不動産売買	架空の旅費交通費を計上するなどし所得秘匿した上過少申告。			
			118,764,200	1年	1,400万円	6.12.20
			29.80%	猶予3年	11.80%	6.7.27
	過少申告	PL				
27	法人税法違反	栄養補助食品	売上除外などにより所得を秘匿した上過少申告。			
	629,875,794	241,376,200	161,440,900	1.6年	4,000万円	7.4.7
	213,929,127	79935300	66.80%	猶予3年	24.80%	6.11.11
28	法人税法違反	ゴルフクラブ	顧問弁護士と共謀し、子会社株式売却の帰属を偽り過少申告			
	4,195,361,428	1,610,235,100	1,551,522,000	2.4年、弁2.6年	3億1千万円主犯	7.8.22弁護士
	316,556,907	58,713,100	96.30%	本人否認実刑、	弁護士自認猶予20%	8.4.23代表者
						6.10.4
	【公判】 弁護士は自認したため、公判分離して先に判決が出た。所得税申告はある。					
	過少申告	PL				
30	法人税法違反	建築積算	架空の給料手当を計上するなどの方法により所得秘匿し過少申告			
	934235963	356378200	68915900	8月	1,400万円	7.1.9
	481472094	287462300	19.30%	猶予2年	20.50%	6.10.3
	過少申告	PL				
31	法人税法違反	トンネル工事	完成工事高を除外、人件費を架空計上するなど所得秘匿し、過少申告			
	289,440,579	111,400,700	71,412,600	10月	1,800万円	7.2.27
	105,948,247	39,988,100	64.10%	猶予3年	25.30%	6.10.5
	過少申告	PL				
32	所得税法違反	パチンコ景品	事業所得について貸倒金、特別交際費が不動産所得について減価償却の主張があり、原価償却の主張は認容。			
	703,728,604	336,587,000	331,690,900	2年	8,500万円	7.4.17
	30,637,165	4,987,600	98.50%	猶予4年	25.60%	6.10.13
	【判決】 ほ脱額は3億を超える高額でありほ脱率も98.5%と高率であるが、3期分の修正申告をし本税及び付帯税を完納していること、暴力団とつながりのある換金所と縁を切ったことなど総合考慮。					
	無申告					
33	所得税法違反	ゲーム喫茶	営業権を営業責任者に委譲し他人が経営者であるよう装い無申告			
	440,902,836	212,134,000	212,134,000	1.6年	5,000万円	8.2.21
	0	0	100%	猶予4年	23.50%	6.10.14

V	過少・無申告	PL・BS				
	違反税法区分	業種・業態	犯則行為等			
	①正当所得額	③正当税額	⑤遁脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日
	②申告所得額	④申告税額	⑥遁脱率	⑧実刑・猶予	⑩認定率(⑨÷⑤)	起訴日
	過少申告	PL				
34	法人税法違反	土木建築請負	架空労務費を計上するなどの方法により所得秘匿し過少申告			
	1,693,909,494	662,071,900	486,559,800	1.4年	1億1千万円	7.3.27
	467,941,563	175,512,100	73.40%	実刑	22.60%	6.10.26
	【判決】脱税額は高額、高率であるが、罰金額は実刑事例群と比較対照して低いことも考慮した。					
	過少申告	PL				
35	法人税法違反	庭園緑化	売上の一部除外、架空仕入れの計上により所得秘匿し過少申告			
	267,427,109	98,881,700	88,576,600	10月	2,300万円	7.3.20
	32,205,867	10,305,100	89.50%	猶予3年	26.10%	6.11.9
	過少申告	PL				
36	所得税法違反	パチンコ業	売上の一部を除外するなどの方法により所得秘匿して過少申告			
	356,057,092	162,127,200	142,017,800	1.6年	3,600万円	7.4.10
	72,008,268	20,109,400	87.50%	猶予3年	25.30%	6.11.9
	過少申告	PL				
37	法人税法違反	機械器具工事	架空外注加工費を計上するなど所得秘匿して過少申告			
	362,987,382	134,518,300	77,322,800	10月	1,900万円	7.4.7
	156,792,346	57,195,500		猶予2年	24.60%	6.11.9
	過少申告	PL				
38	法人税法違反	遊技場経営	パチンコ店の売上を除外するなどにより所得秘匿して過少申告			
	963,834,284	339,593,200	102,265,200	10月	2,500万円	7.3.17
	691,127,113	237,328,000	30.10%	猶予3年	24.50%	6.11.25
	過少申告	PL				
39	法人税法違反	運送業者	タイヤなど架空消耗品費を計上するなど所得秘匿して過少申告			
	259,602,929	190,187,200	186,295,300	1.6年	4,500万円	7.6.16
	22,427,338	3,891,900	97.90%	猶予4年	24.10%	6.12.2
	過少申告	PL				
40	所得税法違反	産婦人科医	自由診療収入の一部を除外するなど所得秘匿して過少申告			
	291,777,883	124,048,000	96,949,000	1年	2,400万円	7.5.16
	97,666,126	27,099,000	78.10%	猶予3年	24.70%	6.12.15
	過少申告	PL				
41	法人税法違反	建築現場警備	架空の雑給を計上するなど所得秘匿して過少申告			
	237,911,310	87,577,600	48,364,500	8月	1,000万円	7.5.8
	108,939,763	39,213,100	55.20%	猶予2年	20.80%	6.12.15
	過少申告	PL				
42	所得税法違反	飲食業	土地売買に当たり国士法制限を超える差額を裏金で受領し過少申告			
	862,653,508	164,047,300	32,946,800			7.6.23
	672,835,334	131,100,500	20%	10月	750万円	6.12.15
				猶予3年	22.70%	
43	法人税法違反	商品取引	国内・海外の取引市場で架空の売買損を計上するなどして過少申告			
	5,020,616,149	1,879,606,200	836,189,700			公判中
	2,276,451,926	850,544,300	51.10%			6.12.20

無申告は脱犯について考える

VI	過少・無申告	PL・BS				
	違反税法区分	業種・業態	犯罪行為等			
	①正当所得額	③正当税額	⑤通脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日
	②申告所得額	④申告税額	⑥通脱率	⑧実刑・猶予	⑩認定率(⑨÷⑤)	起訴日
	過少(零)申告	PL				
44	法人税法違反	賭博ゲーム	他人名義で営業し売上除外するなど所得秘匿して仮装(ゼロ)申告			
	417,786,754	166,234,400	166,234,400	1年	4,000万円	7.5.8
	△1,360,869	0	100%	猶予3年	24%	7.1.9
45	所得税法違反	弁護士	弁護士報酬の除外、関与先MAに絡み株式譲渡益除外で過少申告			
	1,536,184,051	279,781,300	121,450,000	1.2年	3,000万円	7.6.29
	951,966,241	158,331,300	45.40%	猶予3年	24.70%	7.1.10
	無申告	PL				
47	所得税法違反	先物取引	実体なき法人名で取引を行い確定申告書を提出せずに期限経過			
	4,505,200,197	2,236,370,000	2,236,370,000	4年	5億円	8.3.26
	0	0		実刑 否認事案	22.30%	7.2.20
48	所得税法違反	貸金業	貸付台帳を作成せず受取利息を一部除外し所得秘匿し過少申告			
	252009407	110,359,500	99,000,500	1年	2,400万円	7.6.26
	28,417,000	11,359,000	89.70%	猶予3年	24.20%	7.2.22
49	法人税法違反	パチスロ製造	架空人件費、架空仕入れ等の計上により所得秘匿して過少申告			
	161,546,616	58,558,300	47,650,000	10月	1,200万円	7.7.4
	26,101,698	10,908,300	81.40%	猶予3年	25.50%	7.2.22
50	法人税法違反	競馬予想	売上の一部を除外し所得秘匿して過少申告及び無申告(期により)			
	232,264,701	85,702,400	85,671,300	10月	2,000万円	7.6.13
	1,419,053	31,100	99.90%	猶予3年	23.50%	7.2.22
52	消費税法違反	地下鉄部品	課税仕入額を過大に申告し不正に還付を受けた(課税売上は除外)			
	不正還付額	A社28071109	同左	1.6年	1,000万円(2社計)	7.12.8
	不正還付額	B社24491328	同左	実刑		7.3.30
55	法人税法違反	ビル解体業	架空外注費を計上するなどして所得秘匿して過少申告			
	223,300,103	80,511,800	77,945,300	10月	1,900万円	7.9.18
	9,799,257	2,566,500	96.80%	猶予3年	24.60%	7.5.19
56	相続税法違反	宝石販売業	割債分を相続申告から除外。仮装隠蔽がなく重加算税は課されず。			
	1,366,951,000	830,105,300	287,679,200	1年	1,500万円	7.11.14
	990,596,000	542,426,100	34.70%	猶予3年		7.5.23
57	法人税法違反	リフォーム業	顧客会社担当から架空経費計上し一部戻すよう依頼され過少申告			
	169,787,570	61,321,000	59,470,000	10月	1,500万円	7.10.30
	8,211,153	1,911,000	96.80%	猶予3年	25.40%	7.7.14
58	法人税法違反	テレクラ他風俗	法人成した当初より売上除外、発覚すると架空経費計上で過少申告			
	1,024,013,866	381,134,300	123,845,500	1.6年	3,000万円	7.12.4
	693,759,007	257,288,800	32.50%	猶予5年	24.30%	7.7.14
59	法人税法違反	石材工事請負	外注工事の架空・水増計上などにより所得秘匿して過少申告			
	1,651,438,016	316,922,300	136,242,900	1年	1,500万円	7.12.25
	488,123,765	180,679,400	42.90%	猶予3年	11.00%	7.7.14
60	所得税法違反	風俗マッサージ	売上を設定し日計表を破棄して売上除外により所得秘匿し過少申告			
	151,954,417	67,293,500	65,778,300	10月	1,600万円	7.12.4
	11,984,447	1,515,200	97.70%	猶予3年	24.60%	7.7.9

Ⅶ	過少・無申告	PL/BS				
	違反税法区分	業種・業態	犯則行為等			
	①正当所得額	③正当税額	⑤通脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日
	②申告所得額	④申告税額	⑥通脱率	⑧実刑・猶予	⑩認定率(⑨÷⑤)	起訴日
61	法人税法違反	ピンクサロン	法人成し他人代表者とした上、売上除外等により所得秘匿し過少申告			
	231,455,463	86,272,000	83,619,600	10月	1,200万円	8.1.19
	9,530,357	2,652,400	96.90%	猶予3年	14.40%	7.8.10
62	所得税法違反	パチンコ店	グループ店で売上の一部除外により所得秘匿して過少申告			
	388,224,077	178,390,000	103,657,000	1年	2,400万円	8.1.12
	180,910,696	74,733,000	58.10%	猶予3年	23.30%	7.9.26
64	法人税法違反	ワックス製造	トンネル会社を利用して架空仕入れ等により所得秘匿して過少申告			
	548,763,863	201,258,200	153,793,600			8.3.8
	138,648,334	47,464,600	76.40%			7.10.6
65	法人税法違反	電線バッタ屋	得意先担当から指示され架空売上を計上(キックバック)し過少申告			
	173,306,270	62,662,600	60,108,000	10月	1,500万円	8.2.13
	9,290,439	2,554,600	95.90%	猶予3年	25%	7.10.6
66	法人税法違反	学習塾ほか	申告予定利益を設定して売上除外、架空退職金等により過少申告			
	1,735,136,041	567,984,100	327,037,000	2年	8,500万円	8.6.27
	874,231,864	240947100	57%	猶予4年	26.00%	7.10.24
67	法人税法違反	サッカー用具	本社の借地権を底地権者に売却するに当たり一部裏金で受領秘匿			
	252,311,700	120,374,600	120,374,600	1.2年	3,000万円	8.3.12
	0	0	100%	猶予3年	25%	7.11.1
69	所得税法違反	ダンス教室	売上の一部のみを収支日報に記帳して所得秘匿し過少申告(BS立証)			
	369,085,253	170,453,000	163,890,100	1.4年	4,200万円	8.3.25
	34,462,508	6,562,900	96.10%	猶予3年	25.70%	7.11.10
	BS立証については、公判主張はないが、BS立証の合理性、特定科目の推計計算の合理性を検討					
70	法人税法違反	水産加工	得意先からリベート要求があり仕入水増、現金売上除外などで過少申告			
	468,201,387	173,378,100	133,417,300			公判中
	112,366,067	39,960,800	76.90%			7.11.10
71	法人税法違反	内装工事	得意先からリベート要求あり、架空外注費等により所得秘匿し過少申告			
	219,806,776	79,814,100	61,498,100	8月	1,400万円	8.3.26
	55,812,666	18,316,000	77%	猶予3年	22.90%	7.11.10
72	法人税法違反	工具輸入販売	輸入先と決済した時点の為替レート操作で水増仕入し過少申告			
	994,781,280	369,403,000	112,064,100	10月	2,500万円	8.5.7
	695,559,347	257,338,900	30.30%	猶予3年	22.30%	7.11.10
73	所得税法違反	グループ総帥	自己保有するゴルフ場株式の譲渡に際し譲渡主、時期を偽り過少申告			
	4,506,812,352	890,557,500	890,080,400	2.6年	2億2千万円	11.3.29
	56,312,352	477,100			27.40%	7.12.25
	実刑・上告棄却					
75	所得税法違反	電線架設	個人的債務者に不正を依頼し架空外注加工費を計上し過少申告			
	219,494,548	79,303,900	62,658,700	10月	1,500万円	8.4.12
	52,405,104	21,645,200	79%	猶予3年	24.10%	7.12.15
74	所得税法違反	石材店	墓石の設置工事で8割が寺からの紹介。売上の一部を除外し過少申告			
	302,079,989	137,884,000		1年	3,200万円	8.4.15
	198,274,012	12,631,000	125,253,000	猶予3年	25.60%	7.12.13

無申告は脱犯について考える

Ⅷ	過少・無申告	PL・BS				
	違反税法区分	業種・業態	犯則行為等			
	①正当所得額	③正当税額	⑤遁脱税額	⑦懲役	罰金額⑨	判決日
	②申告所得額	④申告税額	⑥遁脱率	⑧実刑・猶予	⑩認定率(⑨÷⑤)	起訴日
76	法人税法違反	包装機械製造	経理担当に指示し簿外口座で手形取立して所得秘匿、過少申告			
	143,790,680	50,232,600	45,249,900	10月	1,000万円	8.4.16
	22,585,845	4,982,700	90%	猶予3年	22.20%	7.12.15
78	法人税法違反	料理店経営	葬儀仕出しで売上伸び伝票破棄して所得秘匿の上過少申告			
	177,227,448	81,373,000	76,771,400	10月	1,800万円	8.3.29
	13,408,841	4,601,600	94.30%	猶予3年	23.60%	7.12.15
79	法人税法違反	統括会社				
	806,280,784	292,592,500	223,583,600		5,500万円	8.4.12
	210,057,555	69,009,900	76.40%		24.60%	7.12.26
-2		通信教育	豊胸トレーニング等の教材販売で、税理士と共謀し架空経費計上等			
	144,053,861	53,037,100	47,266,100	主2年、税1年		
	18,010,913	5,771,000	89.10%	猶予4年、3年		
80	法人税法違反	住宅躯体工事	癌による将来不安で架空外注先を計上し所得秘匿、過少申告			
	179,252,395	64,048,600	48,634,800			公判中
	49,558,931	15,413,800	75.90%			8.2.14
81	法人税法違反	鋼材販売	実弟に依頼して架空納品書を提出させ架空仕入計上し過少申告			
	190,447,466	69,800,800	48,380,600			公判中
	61,431,639	21,420,200	69.30%			8.2.23
82	法人税法違反	ピアス販売	対面販売の売上を除外するなどし所得秘匿、過少申告			
	241,517,579	88,260,600	88,162,800	1年	2,100万円	公判中
	375,053	97,800	99.80%	猶予3年	23.80%	8.2.23
84	法人税法違反	工務店	不動産取引、預金利息等の帰属主体が争われた。			
				1.8年	1億円	公判中
				実刑		8.2.28
	【控訴】控訴審では、不動産取引、受取利息等が被告会社に帰属すると認定した点について事実誤認があると判示（平成8.1.31）。破棄差戻しとなった。					
88	所得税法違反	易占業	宮司の娘で易経を学び易占業、真実の収入を記録しつつ過少申告			
	195,180,311	82,962,000	82,677,700			公判中
	5,500,772	284,300	99.60%			8.2.28